

令和3年9月から六戸町へ提出いただく 請求書・見積書への押印が省略できるようになりました。

※ただし、企業の方針やテレワーク等の事情により押印するにあたり不都合がある場合に限りです。

該当する場合は、事前に役場業務担当課にご相談ください。

押印省略の場合の請求書記載例について

①令和〇年〇月〇日

請求書

②六戸町長 様

下記の通りご請求します。

③六戸町大字犬落瀬字〇〇6-6

〇〇商店(株)

代表取締役 〇〇〇〇

TEL0176-55-〇〇〇〇

④請求金額 金〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税含む。）

品名	規格	数量	単価	金額
〇〇〇〇	〇〇	〇	〇〇円	〇,〇〇〇円
消費税及び地方消費税				〇〇円
合計				〇,〇〇〇円

振込口座（〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇）

⑤

発行責任者及び担当者

・発行責任者〇〇〇〇（連絡先〇〇〇-〇〇〇〇/電子メールアドレス※※※※）

・担当者 〇〇〇〇（連絡先〇〇〇-〇〇〇〇/電子メールアドレス※※※※）

記載例ですので、通常使用されている請求書を使用していただいても構いません。但し、

①請求年月日

②請求先

③請求者の住所、氏名（法人名及び代表者職氏名）

④請求金額

⑤発行責任者及び担当者の氏名、連絡先は、必ず記載して下さい。

メールアドレスがない場合は、記載していただく必要はありません。

※発行責任者とは、代表取締役、または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員とします。

※担当者とは、本取引に関する事務を担当する者とします。

※発行責任者及び担当者は、同一人物でも可です。

Q：電子メールでも送付できるの？

A：押印を省略したものは、電子メールでも提出いただけます。ただし、押印省略した請求書・見積書は改ざん防止のため PDF 形式で送信してください。